

公益財団法人佐世保市スポーツ協会が平成28年3月31日まで販売した
佐世保市温水プール「旧回数券」の払い戻しについて
(消滅時効のお知らせ)

上記の旧回数券は、平成28年4月に佐世保市温水プール指定管理者が変更になったことにより、既に廃止となっているため払い戻しを行ってまいりました。ただし、有効期限については民法第167条第1項法に基づき10年間の消滅時効期間があり、この度、その消滅時効が成立します。

【消滅時効年月日】 令和8年3月31日（火）

【お客様へのご案内】

平成28年3月31日まで公益財団法人佐世保市スポーツ協会が販売し、ご利用頂いた佐世保市温水プール旧回数券につきましては既に廃止となっており、令和8年3月31日をもって消滅時効期間が経過することから、払戻しは行いませんのでご了承ください。